

# 配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（3次）の策定について

資料3

本県における「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」は、DV防止法で策定が義務付けされた法定計画であり、現行の2次計画の計画期間（5年間）が平成24年度末で終了するため、それに引続く3次計画を平成24年度中に策定します。

	1次計画	2次計画	3次計画
策定期期	平成17年12月	平成20年3月	平成25年3月
背景	DV防止法	平成19年改正 ○ 市町村の役割強化 ・ 「市町村DV基本計画」策定の努力義務 ・ 市町村配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務	平成19年以降 改正なし
	国基本方針	平成16年12月策定	平成20年1月改正
	その他	—	平成19年5月、長久手町においてDV被害者人質事件が発生
目的	個人の尊厳が尊重され、配偶者からの暴力を容認しない社会を実現し、DV被害者の保護や自立支援に関わる施策の充実を推進すること	1次計画を継承	2次計画を継承
策定基調	① DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること。 ② DVが行われている家庭の子どもや親族も被害者となること。 ③ DVを防止し、DV被害者の保護、自立支援は行政の責務であること。 ④ 施策の策定・推進にあたっては、DV被害当事者の参画や意見を尊重すること。 ⑤ 施策の推進は、国、県、市町村等の関係機関と民間団体等の連携・協働が不可欠であること。	1次計画を継承	2次計画を継承
計画期間	平成17年12月～平成19年度	平成20年度～平成24年度	平成25年度～平成29年度
内容等	<ol style="list-style-type: none"> <li>啓発・広報の推進 教育・啓発の推進、発見・通報の体制</li> <li>被害者からの相談の充実 相談体制の充実、職務関係者への研修の充実、外国人・障害者等への配慮</li> <li>被害者の保護の充実 一時保護施設等への入所、婦人保護施設等への入所</li> <li>被害者の自立支援の充実 被害者の自立支援、子どもをDVから守る支援</li> <li>関係機関等との連携・協働 民間支援団体との連携・協働、関係機関相互の連携促進、苦情処理の体制</li> <li>加害者更生への取組</li> <li>市町村・地域における支援</li> </ol>	<b>【改定の主な内容】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>愛知県女性相談センターにおける支援の充実 ・ 市町村支援の充実及び専門性の確保 ・ 一時保護所機能の充実</li> <li>市町村・地域における支援の充実 ・ 「市町村DV基本計画」策定の促進 ・ 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進</li> <li>DV被害者の安全確保と危機管理 ・ 危険度アセスメント表の活用 ・ 職員による同行支援の実施</li> <li>国の基本方針に即した体系見直し</li> </ol>	<b>【策定の基本的方向】</b> 現行計画の内容を検証しつつ、必要な変更を行う。 ○ 2次計画策定以降、法や国の基本方針に特段の変更がない。 ○ 現行計画に基づく重点目標、取組内容は今後も継続的に行っていく必要がある。 ○ 2次計画に基づいた取組状況は、概ね順調である。  <b>【重点事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 若年層に向けた予防啓発の取組</li> <li>○ 市町村における支援体制充実に向けた働きかけ</li> <li>○ 被害者の心のケア</li> <li>○ 子どもに対する支援</li> <li>○ 取組内容の数値目標化</li> </ul>